

## 「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本村への移住定住を促進するとともに、村内経済の活性化を図るため、本村に移住、定住しようとする者に対して、「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、川内村補助金等の交付等に関する規則（平成13年川内村規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 移住者 村外から移住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第22条に規定する転入をした者、かつ、転入の日前3年において村内に住所を有していなかった者をいう。

(2) 定住 本村の住民として永住の意志をもって居住し、法第6条第1項に規定する本村の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本村にあることをいう。

(3) 定住者 第1号に規定する移住者以外に、本村に住所を有する者のうち、定住しようとする者をいう。

(4) 住宅 人の居住の用に供する居室、専用の台所、浴室、トイレ及び玄関を有し、総床面積50㎡以上の利用上の独立性を有するもの（併用住宅の場合、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、住宅の用に供される総床面積が50㎡以上のもの）をいう。

ただし、第6条第4項に規定する来てふくしま住宅取得支援事業加算に該当する場合、福島県が定める来てふくしま住宅取得支援事業実施要綱第3条に規定する住宅をいう。

(5) 新築 住宅が建っていない敷地、若しくは建築物を除去した後更地となった状態の敷地に建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令において適法な住宅を建てることをいい、当該住宅の不動産登記法（平成16年法律第123号）第27条第1号に規定する建物の表示に関する登記原因が新築で、その日付が令和4年4月1日以後のもので、かつ、まだ人の居住の用に供したことがない状態をいう。

(6) 増築 既存の住宅に付加する形で建て増しを行い、当該住宅の床面積が増加することをいう。

(7) 改築 住宅の一部を除去した後に従前と同様の建て直しを行うことをいう。

(8) 中古住宅 過去に人の住居の用に供された住宅又は建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅で、かつ、令和4年4月1日以後に購入した住宅であること。

(9) 取得 自己の居住の用に供するための住宅を新築、又は新築建売住宅若しくは中古住宅を購入し、不動産登記法第3条第1号の所有権保存登記を完了したものをいう。

(10) 世帯責任者 主として世帯の生計を維持している者として、当該世帯から申告されたものをいう。ただし、村長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(11) 村内事業者 住宅建築を業とする法人又は個人であって、法人にあつては村内に本店を有し、個人にあつては村内に主たる事業所を有する者をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新築住宅補助事業及び中古住宅取得補助事業、増改築補助事業とする。

### (対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が行う新築及び中古住宅の取得、増築、改築に係る経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する経費については対象外とする。

(1) 土地取得費

(2) 外構工事等に要する経費

(3) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費

(4) 国又は地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費

(5) 既存建築物の除却に要する経費

(補助対象者)

第5条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する移住者又は定住者の世帯責任者を言い、予算の範囲内において補助金を交付する。

(1) 新規取得した住宅の所有者であること。

(2) 対象住宅に5年以上定住する意思があること。

(3) 補助対象者及び同居する世帯員が、対象住宅の所在地に住民登録をしていること。

(4) 補助対象者及び同居する世帯員に、市町村税等の滞納がないこと。なお、同号に規定する市町村税等とは、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、その他市町村が賦課する分担金及び負担金等をいう。

(5) 行政区及び集落にそれぞれ加入し、地域の行事に積極的に参加する意志があること。

(6) 対象住宅に2人以上の補助対象者がある場合は、補助金の交付を申請することができる者は、そのうち1人とする。

(7) 同一区画の対象住宅の取得につき1回を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としな

ものとする。

(1) 所有する住宅が公共事業のため収用され、当該収用に伴い新築住宅を取得した者。

(2) 過去に、国、県、村から目的を同じくする補助金等の交付を受けた者。

#### (補助金の交付額)

第6条 補助金の対象は、次の各号に掲げる支援区分について、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅の新築 住宅の新築であって、建築工事費(交付基礎額)が1,000万円以上のものを対象とする。

(2) 住宅の増改築 移住者及び2世代以上の同居による定住のための増築又は改築であって、工事費が300万円以上のものを対象とする。

(3) 中古住宅の取得 中古住宅の取得を対象とし、その敷地である住宅用地の購入費は除くものとする。

2 補助金額は、補助対象事業ごとに、別表第1の表の区分と上限額を比較して、いずれか低い方の額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)とし、該当する全補助対象事業の合計額とする。

3 平成23年3月11日現在、東京電力第一原子力発電所から20キロメートル圏内に居住していた者については、前項で算定した額の1/2とする。

4 福島県の「来て ふくしま 住宅取得支援事業実施要綱」(平成29年8月21日付け29建第1058号福島県上木部長通知)に定める要件に該当する場合には、当該事業の補助金交付要綱に基づき算定された額を加算する。ただし、県の予算の範囲内で交付される額を限度とする。

#### (補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に別表第2の表に掲げる書類を添えて、村長に提出するものとする。

#### (補助金の交付決定等)

第8条 村長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、当該申請の内容を審査及び調査し、補助金交付の適否を判断し、「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

#### (申請内容の変更等)

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容を変更し、又は取下げするときは、「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金変更(取り下げ)承認申請書(様式第4号)を村長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、補助金額の変更を伴わない補助対象経費の2割以内の変更については、この限りでない。

2 村長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、事業計画変更(取り下げ)承認通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

#### (実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助

金実績報告書（様式第6号）に別表3の表に掲げる書類を添付して、村長が指定する日までに提出しなければならない。

（補助金の交付請求）

第11条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、速やかに「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出するものとする。

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第12条 村長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- （1）対象住宅に入居した日から5年以内において、居住の本拠を他の市区町村等に移すことになったとき、又は補助金の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- （2）偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を取り消すべき事由があったと認められたとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、村長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認められたとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合には、速やかに「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により交付対象者に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された交付対象者が既に補助金の交付を受けているときは、村長の請求（様式第9号）に応じ、次の各号に定める補助金を返還しなければならない。

- （1）1年未満のとき 補助金の全額
- （2）1年以上3年未満のとき 補助金の額の10分の5の額
- （3）3年以上5年以内のとき 補助金の額の10分の1の額
- （4）偽りやその他不正の手段により交付を受けたとき 補助金の全額

（報告及び調査）

第13条 村長は、必要があると認めるときは、交付対象者から報告又は書類の提出を求め、担当職員に調査を行わせることができる。

（暴力団の排除）

第14条 この要綱の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、当該補助金の補助対象世帯としない。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、この条において「暴力団員」という。）、又は川内村暴力団排除条例（平成24年川内村条例第13号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められる者
  - （2）自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - （3）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる者
  - （4）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる
  - （5）交付決定者が当該引越し作業の契約にあたり、その相手方が第1号から第4号までに規定する行為を行うものであると知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者
- （その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（川内村定住促進化対策新築住宅助成金交付要綱の廃止）

2 川内村定住促進化対策新築住宅助成金交付要綱（平成29年川内村訓令第6号）は廃止する。

(経過措置)

- 3 川内村定住促進化対策新築住宅助成金交付要綱（平成 29 年川内村訓令第 6 号）第 11 条による補助金の決定の取消し、及び補助金を受けた者に対する補助金の全部又は一部の返還を求める規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、第 11 条に定める期間を経過する日までの限りにおいて、なお、その効力を有する。

別表第 1

補助対象事業	区 分	交付基礎額	上 限 額
新築住宅補助事業	基本額 交付基礎額の 10分の1の 額	<p>新築に係る建築工事費（対象とならない工事は、倉庫、駐車場、フェンス、門扉等の住宅本体以外に係る費用及び他の補助金に係る工事費） 併用住宅の場合は、これに床面積に占める居住部分の割合を乗じて得た額 共有の場合は、持分で按分した額（夫婦の場合を除く。）</p> <p>新築には、新築建売住宅取得を含む。</p>	新 築 200万円
	加算額	<p>移住者加算 （転入の届出日から契約日までの期間が1年未満）</p>	40万円
		<p>年齢又は世帯構成に関する加算 ア補助対象者が45歳未満（45歳に達する日以後において最初の3月31日までの間にある者を含む。）の場合 イ新婚世帯の場合 婚姻の届出をした日から起算して3年未満の世帯</p>	10万円
		<p>子育て加算 一人あたり  （交付対象者が対象住宅に入居した日において、交付対象者と同居する18歳未満の子（18歳に達する日以後において最初の3月31日までの間にある就労していない者及び出生以降に同居する予定の妊娠中の子（出産予定であることが母子手帳等で確認できる者に限る。）を含む。）</p>	10万円
		<p>就業又は雇用の促進に関する</p>	10万円

		<p>加算額  ア補助対象者又は同一世帯の者が村内に立地する事業者に、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業した場合  イ補助対象者又は同一世帯の者が村内で起業し、かつ、福島県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けている場合</p>	
		<p>地域産業の活性化に関する加算額  ア村内事業者との請負契約により建築工事を施工した場合、又は、建築に係る 2 業種以上で村内事業者が工事を施工し、その建築工事費が 1 0 0 万円以上かつ 1 業種が 3 0 万円以上  （同一世帯員等が村内で施工業を営むものであって、かつ、その者が施工した場合を除く。）  イ村内業者が補助対象住宅を設計した場合（同一世帯員等が村内で建築士事務所を営むものであって、かつ、その者が設計した場合を除く。）</p>	1 0 万円
中古住宅取得補助事業	基本額 交付基礎額の 3 分の 1 の額	中古住宅取得価格（中古住宅の取得を対象とし、その敷地である住宅用地を一体で取得した場合は、住宅用地の購入に係る費用は除くものとする。）	中古住宅の取得 7 0 万円

	加算額	<p>年齢又は世帯構成に関する加算</p> <p>ア補助対象者が45歳未満（45歳に達する日以後において最初の3月31日までの間にある者を含む。）の場合</p> <p>イ子育て加算 （交付対象者が対象住宅に入居した日において、交付対象者と同居する18歳未満の子（18歳に達する日以後において最初の3月31日までの間にある就労していない者及び出生以降に同居する予定の妊娠中の子（出産予定であることが母子手帳等で確認できる者に限る。）を含む。）</p> <p>ウ新婚世帯の場合 婚姻の届出をした日から起算して3年未満の世帯</p>	10万円
		<p>就業又は雇用の促進に関する加算額</p> <p>ア補助対象者又は同一世帯の者が村内に立地する事業者に、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業した場合</p> <p>イ補助対象者又は同一世帯の者が村内で起業し、かつ、福島県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けている場合</p>	10万円
		<p>地域産業の活性化に関する加算額</p> <p>川内村の空き家空き地バンクに登録されていたものである場合</p>	10万円
増改築補助事業	基本額 交付基礎額の 10分の1の 額	<p>増築又は改築に係る建築工事費（対象とならない工事は、倉庫、駐車場、フェンス、門扉等の住宅本体以外に係る費用及び他の補助金に係る工事費）併用住宅の場合は、これに床面積に占める居住部分の割合を乗じて得た額</p> <p>共有の場合は、持分で按分した額（夫婦の場合を除く。）</p>	増改築 70万円

別表第2（第7条関係）

（1）誓約書兼同意書（様式第2号）
（2）同一世帯員等の住民票の写し（転入の場合、前住所地の市区町村のもの）
（3）村外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票又は住民票除票等の写し
（4）同一世帯員等の納税証明書（転入の場合、前住所地の市区町村のもの）
（5）案内図、配置図、平面図、立面図その他補助対象住宅の内容が確認できる書類
（6）居住部分の延べ面積が確認できる図面（平面図等）
（7）売買契約書又は工事請負契約書の写し
（8）母子健康手帳の写し（妊娠中であることを理由として子育て世帯に該当する場合で、加算を申請する場合に限る。）
（9）婚姻後の戸籍謄本の写し等（加算を申請する場合に限る。）
（10）就業又は雇用証明書（加算を申請する場合に限る。）
（11）起業支援事業補助金又は交付金の交付決定通知書の写し（加算を申請する場合に限る。）
（12）前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

別表第3（第10条関係）

（1）転居又は移住後の世帯全員分の住民票の写し（全部記載のもの）
（2）補助対象住宅の登記事項証明書の写し
（3）耐震診断を受けたことが確認できる書類（昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅である場合に限る。）
（4）補助対象住宅の写真
（5）取得に要した費用に係る領収書の写し
（6）前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類